

野菜生産振興関係ハード事業一覧

	ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業		野菜産地総合整備対策事業	
目的	収益性が高く競争力のあるひょうごの施設園芸農業の確立		農産物の産地競争力の強化を図るため、多様化・高度化した消費者・実需者ニーズに則した農業生産を推進する	
内容	産地競争力の強化に向けた対策を行うための園芸用ハウス施設及び附帯施設・機械整備		生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた大規模なハード整備	
	ひょうご施設園芸環境制御技術導入加速化支援事業	ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業	国庫 (産地生産基盤パワーアップ事業)	国庫 (強い農業づくり総合支援交付金)
事業主体	農業者、農業法人、農業協同組合、リース事業者 等	市町、農業協同組合、3戸以上の農業者組織 等	市町、農業者、農業者の組織する団体等	市町、農業者の組織する団体 等
補助率	1 / 3 以内	1 / 3 以内	国庫ハード事業は今回対象外(別途照会)。	
主な補助対象	複合環境制御機器や環境モニタリング機器、被制御機器(被制御機器のみの導入は不可) ※被制御機器 暖房機、炭酸ガス発生装置、カーテン、循環扇、灌水装置等	(1)園芸用ハウス (2)附帯施設 (3)農業用機械(播種機、予冷库等)※同時に整備する場合のみ	機械や機器のリース導入経費、施設整備、生産資材導入等	集出荷施設等の施設整備
主な条件	(1)概ね10a以上のハウスに整備すること (2)複合環境制御機器又は環境モニタリング機器を導入すること ※環境モニタリング機器のみの導入する場合、複合環境制御機器の導入計画の策定が必要	(1)整備面積 概ね10a以上 (2)対象品目 葉物野菜、トマト、いちご等 (3)その他 ①県が開発又は推奨する技術等を導入 ②国際水準GAPの取組	(1)整備面積 露地野菜 10(5)ha 施設野菜 5(3)ha ※()は中山間地域 (2)対象品目 (指定無し) (3)その他 生産・出荷コストを10%以上低減、販売額を10%以上向上等の目標を設定	(1)整備面積 (2)対象品目 同左 (3)その他 ①事業費は原則5,000万円以上 ②受益農家数は原則5戸以上
特長	(1)被制御機器を活用した複合環境制御機器や環境モニタリング機器のみの導入が可能 (2)県単(全額県費)の継続事業 (3)計画書が市町経由	(1)施設整備経費を補助対象に含める (2)県単(全額県費)の継続事業 (3)計画書が市町経由 (4)施設所有が可能	(1)個人補助が可能 (2)施設所有が可能 (3)計画書・予算が協議会・市町経由	(1)施設整備経費を補助対象に含める (2)施設所有が可能 (3)計画書・予算が市町経由

野菜生産振興関係ハード事業一覧

	県指定産地等整備事業	県産野菜新産地拡大支援事業
目的	①県産野菜の自給率の向上 ②ブランド化の推進 ③野菜生産農家の経営安定 ④県民の消費生活の安定	①県産野菜の供給量拡大 ②小規模産地の規模拡大支援
内容	県指定産地等の作柄の安定、生産出荷の近代化等を図るための産地体制の整備	県指定産地規模の産地となれるよう、コンソーシアムを形成して産地拡大に取り組む地域の機械施設導入整備
事業主体	市町、農業協同組合、農業法人（3戸以上で組織される法人、又は、年間150日以上農業に従事する者を3名以上雇用している法人）、3戸以上の農業者組織	コンソーシアム（3戸以上からなる生産者（農業法人）、流通・販売業者（JA、市場、実需等）、行政）及びその構成員
補助率	1 / 3 以内 ※国指定品目は上限 200 万円	1 / 3 以内（上限 200 万円）
主な補助対象	(1)かんがい排水施設 (2)生産管理用施設 (3)農業用機械 （防除機、定植機、収穫機等） (4)集出荷用機械施設	(1) 生産管理用機械 (2) 生産管理用施設 (3) 集出荷用機械施設 (4) 2 及び 3 の附帯施設 (5) その他、産地の拡大に必要な機械施設
主な条件	(1)整備面積 園芸用ハウスは概ね 1,000m ² 以上 集出荷用施設は 100m ² 以上 (2)対象品目 振興品目又は準振興品目 ※国指定野菜も補助上限ありで実施可能 (3)その他 兵庫県認証食品又は認証が確実	(1)整備面積 なし (2)対象品目 指定産地品目以外の品目 ※ <u>県育成品種（あまクイーン、紅クイーン、ひかり姫、ひょうごエヌワン）の取組は指定野菜の品目であっても対象。</u> (3)その他 事業開始年度から起算して 7 年目までに県指定野菜の品目となる出荷量の要件（重量野菜 50t、軽量野菜 25t）を満たすよう産地を拡大する計画をコンソーシアムにより策定していること。
特長	(1)農業用機械の単独導入可能 (2)県単（全額県費）の継続事業 (3)計画書が市町経由 (4)施設所有が可能	(1)小規模産地、新規品目の取組に活用可能 (2)農業用機械の単独導入可能 (3)県単（全額県費）の継続事業 (4)計画書が市町経由 (5)施設所有が可能

ひょうごの野菜作導入促進事業

～コメ中心から野菜を組み入れた経営の転換促進～

1 趣旨・目的

水稻作中心の集落営農組織等については、水稻中心から野菜等を組み入れた経営転換に向け、実需者ニーズに対応した園芸作物の生産拡大による経営力強化を図る必要がある。

しかしながら、野菜への転換に当たり、地域に適した品目の選定、栽培技術の習得、効率的な作業体系の構築、販売先の確保等の課題がある。

そこで、これらの課題に取り組むために要する経費に対し支援を行う。

2 事業内容

(1) 支援内容

ア 産地化を進めるための取組推進

(ア) 地域に適した品目の選定：実証ほの設置による品種適応試験 等

(イ) 栽培技術の検討

①省力化のための機械化の検討(実演機械のレンタル料 等)

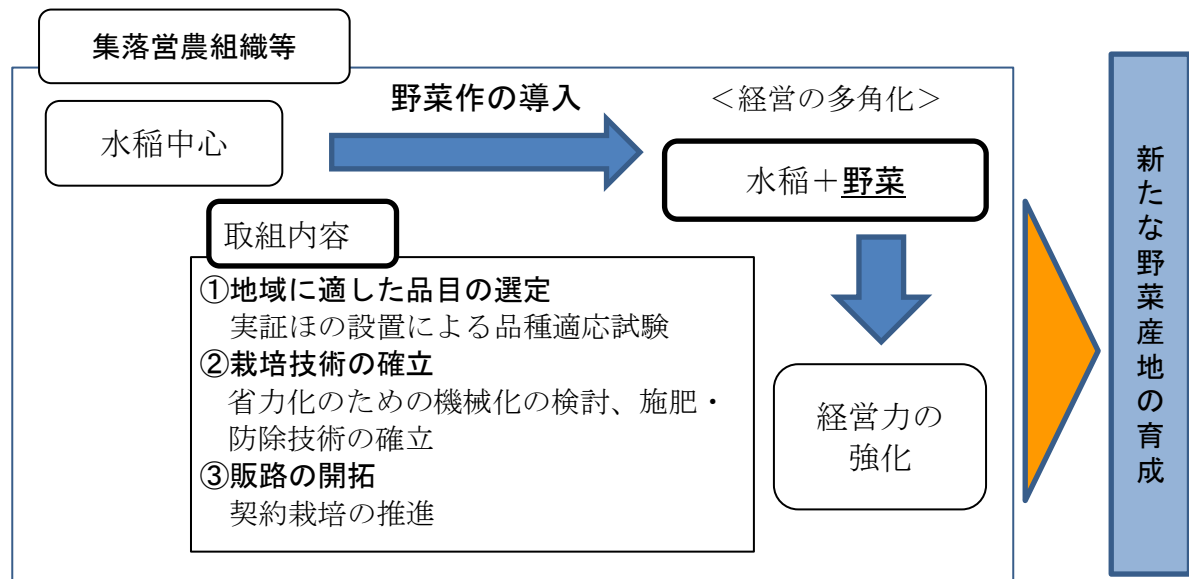
②新技術、新品種の導入推進(検討会の開催、調査研究費 等)

③施肥・防除技術の確立(栽培暦の作成 等)

イ 販路の開拓・拡大：契約栽培の推進、商談会参加費、P R資料の作成費 等

(2) 補助率 定額 500 千円／箇所（上限）

(3) 予算額 5,000 千円（@500 千円 × 10 箇所）



県産野菜新産地拡大支援事業

野菜新産地の育成支援と一定の基準に達した野菜産地における生産出荷体の整備・拡充を図るため、生産管理機械等の導入に係る経費の1/3(補助金上限2,000千円)以内を支援します。

活用例

水稲経営中心だったけど、収益性の高いスイートコーンに取り組みたい！
ゆくゆくは集落営農でブランド化も考えたいなあ

ひょうごの野菜作導入促進事業*
で試験栽培と栽培マニュアルを作成しよう



集落営農組織のAさん



試験栽培も順調だし、栽培マニュアルも確立できた！
次は規模拡大に取り組みたい

県産野菜新産地拡大支援事業
(以下、新産地拡大支援事業)で
機械の導入経費負担を軽減できます！

販売先は？
安定供給できる？



将来的にどれだけ生産できる？



関係者からなるコンソーシアム

機械も導入できたし、今後の生産拡大計画もばっちり！



新産地拡大支援事業から7年後・・・ 県指定産地に！



* ひょうごの野菜作導入促進事業: 実証等産地化を進める取組及び販路の開拓・拡大等の取組を定額(上限50万円)で支援(予算に限りがあります)。

事業内容

本事業では、以下の機械・施設の導入を支援します。

1 生産管理用機械

(例) 防除機、は種機、定植機、収穫機等

2 生産管理用施設及び付帯施設

(例) 園芸用ハウス等

3 集出荷用機械施設及び付帯施設

(例) 集出荷施設、集出荷用作業機、予冷施設等

4 その他産地の拡大に必要な機械施設

事業実施主体

○(1)生産者(3戸以上から成る組織又は農業法人)、(2)流通業者・販売業者(JA・市場・実需者等)、(3)行政機関(市町、農林(水産)振興事務所、普及センター等)を構成員とするコンソーシアム

○上記コンソーシアムの構成員の一者が代表して事業主体となることも可

採択要件

○事業開始年度から起算して7年目までに県指定野菜の品目となる出荷量の要件(重量野菜50t、軽量野菜25t)を満たすよう産地を拡大する計画をコンソーシアムにおいて策定していること

○指定野菜以外の野菜品目(ただし、県育成品種※は指定野菜品目であっても対象)であること

※兵庫I-3号(あまクイーン)、兵庫I-4号(紅クイーン)、兵系黒4号(ひかり姫)、兵庫N-1号(ひょうごエヌワン)